ほっかいどうの社会保障

2016年7月27日 北海道社会保障推進協議会 Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

必要な介護が受けられるように利用者・事業者から心配相次ぐ

小樽社保協 新・総合事業問題で集会 関心高く80人が参加

7月23日、小樽社保協は、「介護保険 要支援1・2の地域支援事業への移行を考える集い」を行い、利用者や家族、医療・介護労働者、医療機関や介護事業所の代表など約80人が参加しました。

集会では、小樽市の代表が、この間の介護保険制度の見直しと小樽市への影響、新・総合事業案について説明し、参加者から質疑、意見・要望が出されました。

市は、訪問介護や通所介護は「現行相当」を検討している、基本チャックリストによる「事業対象者」の認定は、はじめは介護認定の更新時のみ試行的に行う、開始時期は、当初は来年4月を予定でしたがスムーズに移行するため今年10月から開始する、など説明しました。

介護事業所は、昨年の介護報酬マイナス改定で事業の存続が危ぶまれています。事業所の代表は、「移行に伴い、報酬がさらに減るという情報もあり心配している」と質問がだされ、市は、「緩和したサービスはすぐにはできない、今回は、現行相当の報酬を考えているので影響がない」と説明しました。しかし、第7期以降は、国の給付費の抑制や要介護 1、2 も自費や地域支援事業に移行する



制度の見直しも検討されているため、言及しませんでした。 通所介護は、横浜市などを参考に、「要支援2」は現行の 週2回(月 33770 円)とともに、その半額の週1回の報酬 (月 16470 円)加えると説明、全国展開する事業所から、 「横浜市では、収入が半減し事業所の経営困難になるため、週2回の利用しか受け入れないところもでていると聞く」と疑問も出されました。また、「10月まで2カ月ちょっと しかないが間合うのか」との意見もだされました。

参加した要支援1で介護制度を利用している女性は、「今日の話を聞いて、介護事業所が減り、制度を利用できなくなるのではと心配になりました。必要な介護が受けられるようにしてほしい」と訴えました。

急いで、新・総合事業問題で、国や自治体との懇談や要請を

各自治体が、要支援の訪問介護と通所介護を介護保険予防給付からはずし、地域支援事業への移行(新・介護予防・日常生活総合事業 2017 年 4 月までに実施)を具体化しています。先行して実施・検討している自治体では、「現行相当」と説明しているところでも事業所の報酬が下がるところ、「基本チェックリスト」による判定のため、必要な制度利用が制限されるところも生まれています。

4月22日、認知症の人と家族の会は、厚生労働大臣に対して、要支援を介護保険給付の対象にすることを含め「2015年の介護保険制度の撤回を求める要望書」を提出しています。必要な介護が受けられるように、国や自治体への働きかけが求められています。

「要介護 1.2」の保険はずし中止など、介護保障の改善求める意見書 広がる

国は、2018年から、要介護 1.2 と要支援すべてを在宅介護保険給付からはずして、自費や自治体任せにするため、2017年通常国会へ法案提出に向けて審議会など検討を進めています。反対意見が相次いでいますが、法案になる前、国民的な世論と運動で改悪をやめさせましょう。

道内の地方議会でも、制度の継続と改善を求める国への意見 書が採択されています(下記は6月議会)。広げましょう。

「要介護 1.2 の「保険外し」を中止し、安心・安全の介護 保障を強く求める意見書」(4市3町)

「時期介護保険制度改正における福祉用具・住宅改修の見直しに関する意見書」(15市8町)

要介護1.2の「保険外し」を中止し・・

旭川市・赤平市・歌志内市・北広島市 余市町・豊浦町・新ひだか町

福祉用具・住宅改修の見直しに・・・

函館市・小樽市・旭川市・釧路市・夕張市・ 留萌市・赤平市・江別市・紋別市・歌志内市・ 登別市・伊達市・北広島市・石狩市・北斗市 七飯町・八雲町・江差町・倶知安町・仁木町・ 余市町・遠軽町・新ひだか町